

六郷中学校 部活動に係る活動方針

2022年度

I. 部活動の目的

- (1) スポーツや文化活動に親しみ、生涯にわたり豊かな生活を送る資質や能力を育てる。
- (2) 技術や体力の向上を目指し、心身共にたくましく、健康な体をつくる。
- (3) 異年齢集団での自主的・自発的な活動を通じ社会性を身につけ、人間関係形成能力を高め、民主的で自治的な活動集団をつくる。

II. 部活動の位置づけ

- (1) 部活動は心身を鍛え、技能の向上を目指す。
- (2) 部活動を通して、上級生と下級生の交流を深める。
- (3) 1つの目標を達成していくために、部員が力をあわせて練習し、チームの和を築き上げる。
- (4) 校則・部活動規定等の決まりを守り、計画的に活動を行う。

III. 部活動の所属・変更について

- (1) 設置する部は、野球部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、女子バレーボール、バドミントン、吹奏楽部の6つとする。ただし、野球部と女子バレーボール部は、総体以降、単独で活動できる部員がいない場合は、休部とする。
- (2) 全員入部を原則とする。ただし、校外のクラブ活動を部活動として認め、部活動に入部しないことも可とする。
- (3) 新入生は5月以降入部届が受理された時点で本入部とし、それまでは仮入部とする。
- (4) 原則として、正式入部以後の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、関係部長、顧問、担任、特活主任で話し合って部の変更を認めるときがある。
- (5) 本校に設置されていない部活動については、峡南地区に専門部があり本校の教員が引率できる場合に限り、教育内大会に特設部として参加することができる。

IV. 活動日と時間について

(1) 活動日と時間について

- ① 1日の活動時間は、平日では2時間程度とする。学校の休業日は3時間程度とする。
- ② 週休日・休日の練習は必ず顧問教師の付き添いのもと活動する。
- ③ 生徒の健康に留意し、活動は原則として土曜日あるいは日曜日の半日を基本とする。
- ④ 練習試合は原則として週休日・休日に行う。
- ⑤ 週休日・休日等における年間の指導回数は、70日以内を厳守する。
- ⑥ 年間行事予定表に沿って実施する。
- ⑦ 週休日、休日の部活動は事前に活動計画を提出する。
- ⑧ 特に週休日・休日の活動については、健康観察をしっかりと行うなど、健康や安全に留意して活動を行う。(救急医などの確認もしておく)
- ⑨ 休日の練習に限り、自転車での登下校を可能とする。必ずヘルメットを着用し、自転車は施錠し指定された場所へ置く。

(2) 部活動を行わない日

- ①期末テスト前1週間、中間テスト3日前から、早朝・放課後とも部活動はしない。他のテスト前については活動の制限はしない。
- ②学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。
 - ・平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ③職員会議ならびに校内研究会、地区教研の日は、部活動はなしとする。

(3) 下校時間および特別延長について

- ①特別延長は公式大会の2週間前とする。
- ②放課後の特別延長、早朝練習、ジャージでの登下校は、大会2週間前に生徒会長と当該部長が、校長先生に申し出て許可を得て実施される。期間は、許可された日から大会当日までとする。
- ③早朝練習については、顧問の指導のもと7：40～8：15とする。
- ④放課後の活動については、季節ごとの下校時刻を遵守し行う。

V. その他

- (1) 年度当初、部活動のねらいや年間活動計画を部ごとに文書で保護者に伝える。
- (2) 部活動にかかる費用は、保護者の負担軽減を念頭に置いて、最小限に抑える。
 - *協会を通じてのTシャツなどの販売、部ごとのウェア等の購入は、事前に校長の承諾を得るとともに、強制はしない。

やまなし運動部活動ガイドライン

平成30年3月 山梨県教育委員会

1 ガイドライン策定の趣旨等

2 適切な運営のための体制整備



- 校長は、学校教育目標の実現に向けて本ガイドライン及び市町村教育委員会が策定した方針に則り、毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- 運動部顧問は、「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- 科学的トレーニング ○安全対策の徹底 ○スポーツ障害・バーンアウトの予防
- 体罰等の根絶 ○女子特有の健康問題への正しい理解

4 適切な休養日等の設定



- 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日 を設ける。
 - ・平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
 - ※シーズン期（教育内大会4週間前）の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。
- 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

5 参加する大会や練習試合等の見直し

- 校長は、生徒の教育的意義、生徒や運動部顧問、保護者の負担等が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- 運動部顧問は、シーズン期とシーズン期以外の活動がメリハリのついた活動となるよう、参加する大会等を精選し、年間活動計画に参加する大会等を位置付ける。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備



冊子版は下記のサイトからダウンロードできます。
<http://www.pref.yamanashi.jp/sports/gakuta/top.htm>

山梨県 学校体育

検索



やまなし文化部活動ガイドライン

令和元年7月 山梨県教育委員会

1 ガイドライン策定の趣旨等

- ◆文化部活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう本ガイドラインを策定する。
- ◆文化部活動を「運動部以外の全ての部活動」とする。



2 適切な運営のための体制整備

- ◆校長は、学校教育目標の実現に向けて本ガイドライン及び市町村（組合）教育委員会が策定した方針に則り、毎年度「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- ◆文化部顧問は、各学校における文化部活動に係る活動方針に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- ◆生徒の心身の健康管理 ◆事故防止や安全対策等の徹底 ◆体罰等の根絶
- ◆バーンアウトの予防 ◆発達の個人差や成長期の心身の正しい理解



4 適切な休養日等の設定

- ◆学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。
 - ・平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
 - ※シーズン期（大会等前4週間）の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。
- ◆1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- ◆長期休業中は、学期中の休業日の設定に準じた扱いを行う。



5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ◆校長は、生徒の教育的意義、生徒や文化部活動指導者、保護者の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- ◆文化部活動は、芸術文化、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動と多様性があるため、校長は、生徒が参加しやすいようなレベルやニーズに応じた活動を行う文化部を設置する。
- ◆単一の学校で特定分野の部活動が設置できない場合、合同部活動等の取組を推進する。



冊子版は下記のサイトからダウンロードできます。

<http://www.pref.yamanashi.jp/gimukyo/index.html>